豊山町町制施行５０周年記念事業冠等の使用に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、豊山町（以下「町」という。）が令和４年４月１日に町制施行５０周年を迎えることを記念し、町全体で町制施行５０周年を祝う機運を高めることを目的として実施する記念事業等で使用する冠及びロゴマークの使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（冠及びロゴマーク）

第２条　冠は、次のとおりとする。ただし、豊山町の文字を省略することができる。

（１）　豊山町町制施行５０周年

（２）　豊山町町制施行５０周年記念

（３）　豊山町町制施行５０周年記念事業

２　ロゴマークは、別図のとおりとする。

（著作権）

第３条　ロゴマークの著作権は、町に帰属する。

（使用対象者）

第４条　冠及びロゴマーク（以下「冠等」という。）の使用対象者は、第１条の趣旨に賛同し、本要領の手続きを行う個人、企業及び団体とする。

（使用対象）

第５条　冠等の使用対象とするものは、次のとおりとする。

（１）　ポスター、チラシ、SNS 等の広報

（２）　記念品

（３）　各種催し

（４）　その他町長が特に認めるもの

（使用料等）

第６条　冠等の使用料は、無料とする。

２　冠等の使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

（使用期間）

第７条　冠等の使用を承認する期間は、冠等の使用を承認した日から令和５年３月３１日までとする。

（使用承認の申請）

第８条　冠等の使用承認を受けようする者（以下「申請者」という。）は、豊山町町制施行５０周年記念事業冠等使用（変更）承認申請書（様式第１号）に必要書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

（１）　町及び関係団体

（２）　町の事業を受託、または共催して行う者

（３）　報道機関が報道の目的に使用するとき。

（４）　その他町長が認めるとき。

（使用の承認）

第９条　町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

（１）　法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合

（２）　特定の政治活動、思想活動及び宗教活動を助長するおそれがある場合

（３）　自己の信用を高めるために利用すると認められる場合

（４）　自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用するおそれがあるとき。

（５）　特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。

（６）　町の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

（７）　暴力団及び暴力団員の利益につながる場合、又はつながるおそれがあるとき。

（８）　その他承認することを町長が不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、承認の可否を、豊山町町制施行５０周年記念事業冠等使用承認（不承認）通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第１０条　前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　申請内容に沿った適正な使用を行うこと。

（２）　冠等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

（３）　ロゴマークを許可無く編集し、又は改変して異なった形で使用しないこと。

（４）　使用承認された使用権を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用方法の変更）

第１１条　使用者は、使用期間内において、使用内容を変更する場合には、事前に豊山町町制施行５０周年記念事業冠等使用（変更）承認申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更の可否を豊山町町制施行５０周年記念事業冠等使用（変更）承認（不承認）通知書（様式第２号）により使用者に申請するものとする。

（使用承認の取消し）

第１２条　町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用承認を取り消し、冠等の使用の差止め、冠等を用いた作成物の回収等必要な措置を求めることができるものとする。

（１）　第１０条の規定による遵守事項に違反したとき。

（２）　偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

（３）　虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

（４）　その他町長が適切でないと認めたとき。

２　前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、豊山町町制施行５０周年記念事業冠等使用承認取消通知書（第３号様式）により当該使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第１３条　町は、前条の規定により使用承認を取消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

２　使用者が冠等の使用によって第三者に対し損害を与えた場合でも、町長は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

（実績報告）

第１４条　使用者は、冠等の使用を終了したときは、速やかに豊山町町制施行５０周年記念冠等使用事業実績報告書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。

（情報の公開）

第１５条　町長は、記念事業の周知を図る観点から、冠等の使用を承認した事業の情報を公開することができる。

（庶務）

第１６条　この要領に関する庶務は、企画財政課において行うものとする。

（委任）

第１７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

別図（第２条関係）